

建設工事等に係る一般競争入札参加資格要件設定基準の運用基準

制 定 平成21年7月31日

最終改正 令和4年3月17日

1 建設工事等に係る一般競争入札参加資格要件設定基準（以下「資格要件設定基準」という。）

第3条（建設工事の種類）関係

(1) 第3条第2項の規定により、管工事、その他、水道施設工事及び舗装工事の工種について、第1項の等級と併せて直近等級を資格要件に定める場合は、次の表の右欄に掲げる工種及び設計金額に応じ左欄の等級の全部又は第4条第3項の規定により左欄の等級の一部を定めることができるものとする。

なお、第3条第2項中「競争性が確保できないとき」を同条第1項の等級に格付けされている業者数により判断する場合は、8者未満を基準とする。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。

等級	工種及び設計金額（税込）		
	管工事・その他	水道施設工事	舗装工事
A	5,000万円未満	7,500万円未満	2,000万円未満
	2,000万円以上	3,000万円以上	1,500万円以上
C	2,000万円未満	3,000万円未満	1,500万円未満
	1,000万円以上	1,500万円以上	1,000万円以上

(2) 管工事及び水道施設工事は次の表のとおり区分し、工種を定めるものとする。

工種	区分内容
管工事	1 配水管口径がφ150mm以下の、布設、改良、移設、修繕工事
水道施設工事	1 配水管口径がφ200mm以上の、布設、改良、移設、修繕工事
	2 管工事に区分される工事で、仮設工事、使用重機の規模等から水道施設業者による施工が適当と判断されるもの

2 資格要件設定基準第5条（事業の経験）関係

第5条の規定により、施工実績を資格要件に定める場合は、次の表の発注工種に係る左欄の設計金額に応じ右欄の施工実績を基本に設定するものとする。

ただし、管工事においては、設計金額が1,000万円未満の老朽管を改良する工事（配水管の漏水修繕実績があるもの）について、施工実績を資格要件に定める場合は、過去15年間に於いて当企業団が発注した配水管口径50mm以上の漏水の修繕工事の実績を有する者（下請け含む）とする。

(1) 管工事

設計金額 (税込)	施工実績(税込)					備考
	発注機関	請負 区分	施工時期	請負金額	工事内容	
5,000万円以上	官公庁	元請	過去15年間 (工事に特殊性が ある場合は、必要 に応じて設定する ことができる。)	1,000万円以上	配水管工 事、又は配水 管を含む水道 施設工事	ただし、過去15年間 において当企業団が 発注した次の施工実 績を有する者を含める ことができる(金額は 問わない。) ・配水管口径50mm以 上の漏水等の修繕工 事の実績を有する者 ・当企業団と締結した 協定に基づく災害時 等における水道復旧 の実績を有する者
5,000万円未満 1,000万円以上	官公庁 ・民間	元請 ・下請		500万円以上		
1,000万円未満				130万円以上		

(2) 水道施設工事

設計金額 (税込)	施工実績(税込)					備考
	発注機関	請負 区分	施工時期	請負金額	工事内容	
7,500万円以上	官公庁	元請	過去15年間 (工事に特殊性が ある場合は、必要 に応じて設定する ことができる。)	1,000万円以上	配水管工 事、又は配水 管を含む水道 施設工事	ただし、過去15年 間において当企業団 と締結した協定に基 づく災害時等における 水道復旧の実績を有 する者を含めること ができる(金額は問わ ない。)
7,500万円未満 1,500万円以上	官公庁 ・民間	元請 ・下請		500万円以上		
1,500万円未満				130万円以上		

(3) 舗装工事

設計金額 (税込)	施工実績(税込)					備考
	発注機関	請負 区分	施工時期	請負金額	工事内容	
2,000万円以上	官公庁	元請	過去15年間 (工事に特殊性が ある場合は、必要 に応じて設定する ことができる。)	500万円以上	舗装工事、 又は舗装を含 む土木一式工 事	
2,000万円未満	官公庁 ・民間	元請 ・下請		130万円以上		

(4) 上記以外の工種については、(2) 水道施設工事に準ずるものとする。

※官公庁とは、国、地方自治体、独立行政法人、公社その他これらに類する法人をいう。

3 資格要件設定基準第8条(近接工事の取扱)関係

第8条第1項に定める近接工事とは、当該対象案件の工事場所より最近部が100m以内の地域及び同一路線において企業団が発注した工事とする。また、同時期とは先行する入札公告の日から30日以内とする。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。